

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

1. 松崎訪問看護ステーションの概要

事業所名	松崎訪問看護ステーション
所在地・電話番号	豊橋市三本木町字元三本木 20 番地 1 ・ (0532) 29 - 8783
営業日・営業時間	月曜日 ～ 日曜日 ・ 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00 分
休業日	年末年始

2. 訪問看護利用料

- ＊ 指定訪問看護は、担当医が訪問看護の必要性を認めた方に、担当医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。
なお、担当医からの訪問看護指示書の交付につきましては、医療機関より訪問看護指示料として請求されます。

利用料について

基本利用料を、毎回の訪問時に徴収させていただきます。（別紙参照）

訪問の交通費については、24 時間対応体制における訪問を除き無料です。

- ＊ 生活保護の方、母子医療の方、障害者医療の方は無料
- ＊ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市の国民健康保険・社会保険・前期高齢医療で自立支援受給者の方は、「精神障害者通院医療受給者証」の提示で無料
- ＊ 豊橋市在住の後期高齢医療で自立支援受給者の方は、「後期高齢者福祉医療費（通院）受給者証」の提示で無料

(1) 各種保険証について

- ＊ 医療保険の定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。
- ＊ 月初めに保険証の確認をさせていただきます。又、契約時に各種保険証写しをとり記録させていただきます。

(2) キャンセル料

- ＊ 利用者がサービスを中止する際は、すみやかに次の連絡先までご連絡下さい。
連絡先 松崎訪問看護ステーション (0532) 29-8783
- ＊ 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用前日の午後 5 時までにご連絡ください。（休業日 留守番電話対応）
- ＊ 前日午後 5 時以降のキャンセルは、以下のキャンセル料を申し受ける場合があります。

前日の午後 5 時までの連絡によるキャンセルの場合	： 無料
当日のキャンセルの場合	： 利用自己負担分の 100% （実費になります）

- ＊ やむを得ない事情による当日のサービス変更・中止はその都度ご相談させていただきます。

(3) 利用料金の請求及び支払方法

- ＊ 利用料金の詳細等でご不明な点は、お問い合わせ下さい。
- ＊ 利用料は、サービス提供後に現金でお支払いください。領収書を発行致します。
- ＊ 領収書の再発行はできませんので大切に保管してください。

3.24 時間対応体制について

- ＊ 当事業所では、より安心した自宅療養が継続できるように、事業所の休業日または時間外においても、24 時間、ご利用者またはそのご家族の方が、電話等による緊急時の連絡、ご相談、訪問依頼等をお受けする体制を整えております。
同意を得られたご利用者の方には、24 時間対応体制を取らせて頂きます。(別紙参照)

24 時間対応体制における利用料について

24 時間対応体制における緊急訪問の交通費につきましては、実費を徴収させて頂きます。
原則、タクシーを使用致しますのでご利用者様にタクシー料金を請求させて頂きます。

4. 苦情申立窓口

松崎訪問看護ステーション 電話番号 (0532) 29-8783

年末年始を除く、月曜日～日曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

5. 緊急時の対応方法

看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師へ連絡し適切な処置を行います。

6. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供した際は、あらかじめ定めた『訪問看護記録書』等の書面に必要事項を記入して、利用者の押印又は署名を頂きます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに『訪問看護計画書』の内容に沿ってサービス提供状況、目標達成等の状況等に関する『訪問看護記録書』その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記『訪問看護記録書』その他の記録を作成完了後 2 年間は適正に保管します。

7. 個人情報の取り扱いについて

当事業者では、必要に応じて、以下の目的による個人情報の利用・提供を行います。

(1) 事業者内における利用

- ①訪問看護サービスの提供
- ②訪問看護療養費請求事務
- ③管理運営業務のうち、会計・経理・医療事故の報告・サービスの向上にかかる業務、業務改善・サービス維持のための基礎資料
- ④事業者内で行うサービス検討会等
- ⑤事業者のサービス内容の送付
- ⑥学生等の実習への協力
- ⑦関係機関において行われる症例研究

(2) 事業者が所属する医療法人松崎病院 豊橋こころのケアセンターでの情報共有

- ①医療法人松崎病院 豊橋こころのケアセンター関連施設との連携
- ②医療法人松崎病院 豊橋こころのケアセンターの施設案内等の送付

(3) 他の事業者、関係機関等への情報提供等

- ①事務一般業務の委託
- ②苦情処理機関や保険者からの照会への回答
- ③サービス提供にあたって、医療機関、介護サービス事業所等との連携に基づくもの
(ケア会議、サービス担当者会議、それに代わる照会・回答含む)
- ④家族等へのサービス内容の説明
- ⑤賠償責任保険などのかかる保険会社等への相談・届け出
- ⑥訪問看護事業所車輛の駐車許可に関して関係警察機関に対する届け出

8.事業所の情報開示について

当事業所では、本人の申し出により情報の開示、訂正、利用停止、削除等を行います。なお、法令等の定めによりご希望に添えない場合もあります。個人情報についてのお問い合わせ、訂正、苦情、相談は当事業所までお願いいたします。

9. 第三者評価の実施状況について

現在、当事業所は第三者機関における評価の実施を受けていないことをお知らせします。

10.虐待の防止について

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者は当事業所の管理者とし、必要に応じて法人理事長が統括を行います
- ②虐待の防止のための対策等を検討する虐待防止委員会を設置
- ③虐待の防止のための指針を整備
- ④虐待防止、早期発見と発症時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、職員に対する定期的な研修会の実施
- ⑤虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、下記の相談窓口等と相談連携しながら、迅速に対応していきます

相談窓口		日中	休日夜間
豊橋市	とよはし総合相談支援センター	0532-56-4111	0532-51-2347
豊川市	健康福祉部福祉課	0533-89-2131	0533-89-2111
蒲郡市	蒲郡市障害者支援センター	0533-68-3612	0533-66-1111
新城市	市民福祉部福祉課	0536-23-7624	0536-23-1111
田原市	健康福祉部地域福祉課	0531-23-3697	0531-22-1111
東三河広域連合介護保険課		平日午前 9 時 ～ 午後 5 時 0532-26-8471	

11.サービスの中止

当事業所の運営に支障を来すような言動、暴言、暴力等を認めた場合には利用を中止させて頂く場合もあります。

令和 6 年 6 月 1 日改訂
以下余白